

神奈川県

COOL
CHOICE

地球温暖化防止活動推進員 ハンドブック



神奈川県地球温暖化防止活動推進センター

神奈川県地球温暖化防止活動推進員ハンドブック(目次)

I 地球温暖化防止活動推進員の役割って? p.1~2

II 地球温暖化防止活動推進員の活動って?

- (1) 推進員自ら日常生活において、地球温暖化防止のための取り組みを実践
しましょう p.3
- (2) 地球温暖化防止に向けた活動計画を自らたて、自主的な普及・啓発活動
を行いましょう p.4
- (3) 地域内で温暖化防止活動をしている推進員や環境関係団体との交流を
図り、地域ぐるみの連携した活動に参加協力しましょう p.5
- (4) 県・市町村・県温暖化防止活動推進センターの事業に連携協力しましょう p.6
- (5) 推進員として地球温暖化防止活動に必要な知識の習得など、資質の向上
に努めましょう p.7

(資料編) p.8~13

III 地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関するQ&A

- Q1 推進員になるにはどんな手続きが必要なの? p.14
- Q2 推進員の身分等はどんな風になるの? p.14
- Q3 推進員の活動に要する経費は? p.15
- Q4 その他 p.15

IV 地球温暖化防止活動推進員の活動事例 p.16~18

(付録)

- IPCC第5次評価報告書の主なポイント p.19
- はじめよう!クールチョイス p.19
- 地球温暖化にかかる統計、データ一覧 p.20~23
- 地球温暖化防止関係機関一覧 p.24~25

地球温暖化防止活動推進員の役割って？

今、地球の温暖化は悪化の一途を辿っています。これは地球の未来、子どもたちの未来を脅かす深刻な問題です。

私たちがしなければならないこと、それは一人ひとりが日常生活の中で二酸化炭素の排出を減らしていく取り組みを、今すぐに実践することです。

「微力だけど無力ではない、一人ひとりの力！」

私たち温暖化防止活動推進員は、「ストップ地球温暖化！」を合言葉に、神奈川の地から、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE=（賢い選択）」の普及に取り組んでいきます。

2017年7月18日(第4回神奈川県地球温暖化防止活動推進員大会の大会宣言から抜粋)

推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、知事から委嘱を受け、地球温暖化の現状や温暖化対策に関する知識の普及など地域からの二酸化炭素排出削減に向けた取り組みを推進する、いわば「地域のストップ温暖化の核」としての役割が期待されています。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

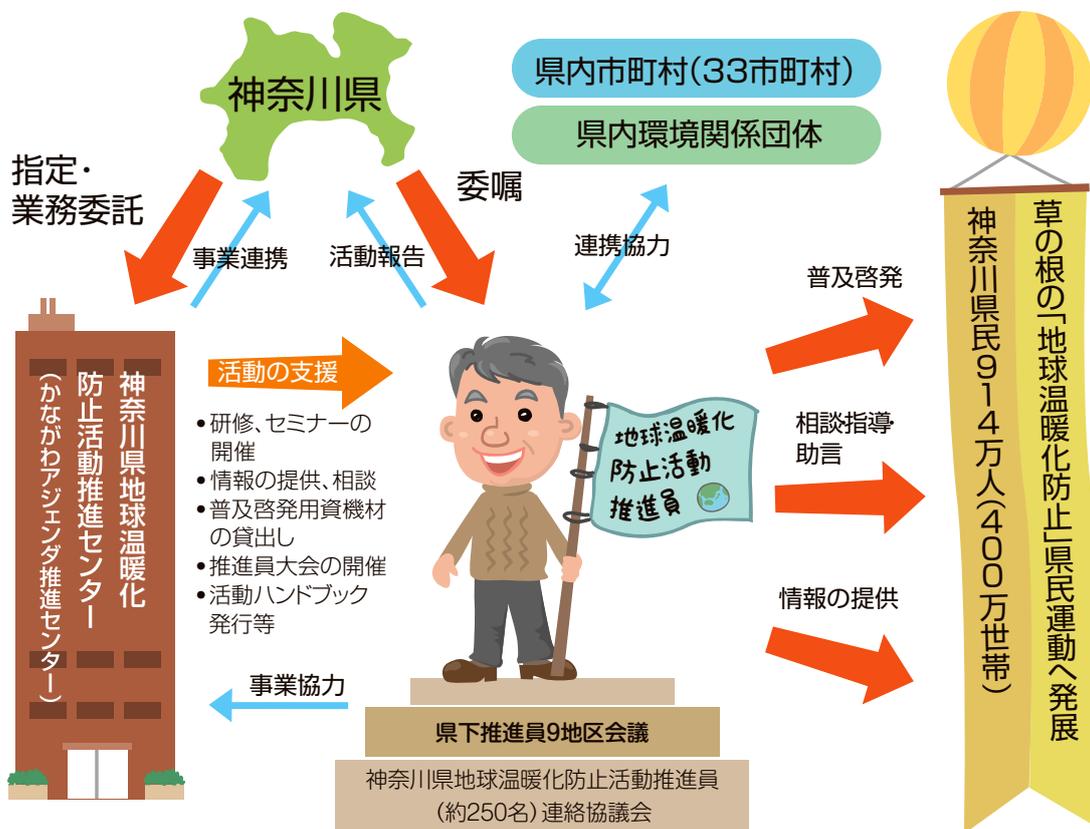
(地球温暖化防止活動推進員)

第37条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

神奈川県地球温暖化防止活動推進員の活動展開図



神奈川県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱(抜粋) (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の委嘱に関し、必要な事項を定める。

(推進員の活動)

第5条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 環境家計簿に取り組むなど、日常生活において自ら地球温暖化防止のための取組みを実践する。
- (2) 自ら策定する活動計画に基づき、自主的な普及啓発活動を行う。
- (3) 県、市町村、県センター及び県内の各種関係団体と連携協力し、地球温暖化防止に関する活動を行う。
- (4) 地球温暖化防止対策に関連する情報や事例を収集し、適宜県や地域の住民に提供を行う。
- (5) 県センター等が行う研修および地区会議等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努める。

(1) 推進員自ら日常生活において、地球温暖化防止のための取り組みを実践しましょう。

『地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること』

(温対法37条2項1号)

推進員は地域において温暖化対策に関する知識の普及・啓発をしていくことが役割となっていますが、そのためには、自らが日常生活の中で、温暖化防止への取り組みを実践していることが必要です。

どんなに高邁な理屈を並べても、自身が経験していなければ説得力は薄らいできます。推進員として、自分の家庭を中心として、まず身の回りで取り組むことができる「省エネ」の実践から始めましょう。

留意事項

- ◆身近な取組み事例としては、白熱電球をLED電球に転換、冷蔵庫の設定温度を強から中へ、炊飯ジャーや電気ポットでの長時間保温はやめる、エアコンの室温を暖房20度・冷房28度に設定する、マイカー使用の自粛やエコドライブなどスマートムーブの実践などがあります。
- ◆また、自らの実践によって得られた電気の使用量や燃料費の削減効果等について把握しておくことも普及活動には欠かせない事項です。
- ◆節電チェックシート(p.8資料1参照)
- ◆エコドライブチェックシート(p.9資料2参照)



(2) 地球温暖化防止に向けた活動計画を自らたて、自主的な普及・啓発活動を行いましょう。

『地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること』

(温対法37条2項1号)

推進員の活動は、住んでいる地域を舞台として、自主的な普及・啓発活動が基本となります。最初から無理な計画をたてずに、自分が持っている知識や対象者をあらかじめ知っておくことが必要です。

まずは、隣近所から始まり、自治会や子ども会、老人会等を対象として、温暖化について「理解」を得ることから始めていくのも良いでしょう。自身の日常生活や仕事などのスケジュールに合わせながら、取り組みやすい活動から始めましょう。(p.16活動事例1・2参照)

留意事項

- ◆ 活動を始める前提としては、日常生活の中での近隣住民との交流が不可欠となります。そのためには、普段から自治会などの行事に参加するなどして、人間関係を築いておくことも必要な第1歩です。日頃から無理なく気軽に相談や情報の交換ができる関係づくりから始めましょう。
- ◆ 県温暖化防止活動推進センターには、普及用の機器や温暖化関係図書、DVD等の貸し出しを行っています。普及啓発用貸出物品一覧(p.12～13資料7参照)





(3) 地域内で温暖化防止活動をしている推進員や環境関係団体との交流を図り、地域ぐるみの連携した活動に参加協力しましょう。

『地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事』

(温対法37条2項3号)

地域内には知事から委嘱を受け、活動している推進員が複数います。地域での個々の活動以外に、これらの推進員が市区町村単位や地域単位で協力し合い、温暖化防止の普及啓発のための自主イベントや講座を開催することにより、「個々の活動」から「幅広い領域での活動」が可能となり、地域での活動展開に非常に有効となります。

また、地域には推進員以外にも、温暖化防止をはじめとした環境活動を行っているNPO団体やボランティアグループなどが多くあります。推進員はこれらの団体の活動にも参加し、サポートしていく中で地域ぐるみの活動への展開へと広げていきましょう。

留意事項

- ◆ 現在、県内には地域別に9つの推進員地区会議があり、地区内の推進員が協力連携し合って様々な活動を展開しています。活動内容は、定期的な情報交換や自主的な研修会のほか、市民を対象とした講座の開催や環境フェアなどへの出店があります。会議の開催回数や時期については一律ではありませんが、活動に必要な情報を得ることが出来ますので積極的に参加しましょう。
- ◆ 地区会議の設置状況は(p.10資料3参照)
- ◆ 地域内で活動している主な団体一覧抽出(p.11資料5参照)



(4) 県・市町村・県温暖化防止活動推進センターの事業に連携協力しましょう。

『温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事』
(温対法第37条の2第4項)

県・市町村・県温暖化防止活動推進センターなどが主催する「環境イベント」などの行事は、県内では年間30件をこえています。これら各地区で行われる会場には、地元住民をはじめ多くの来場者があり、温暖化防止の普及啓発の機会や場としても大変効果的です。推進員はこれらのイベント等に積極的に参加していくことにより、自身のスキルアップに資するとともに広域的な温暖化防止活動や他の団体との連携にもつながる契機ともなります。また、県や市町村では環境イベントのほかにも、小学生や地域住民を対象にエコ講座の開催や夏休み親子セミナーなど、推進員を講師として派遣する制度もあることから派遣要請がある場合には積極的に協力しましょう。(p.18活動事例5・6参照)

留意事項

- ◆ イベントや行事等の開催(年間)状況(p.10資料4参照)
- ◆ 市町開催の環境イベントにおける温暖化にかかる説明員として、県温暖化防止活動推進センターからの派遣要請にもとづく参加。
- ◆ 市や区の事業で講師派遣要請があり小学校や自治会などを対象とした「省エネ講座」に講師として参加協力する。
- ◆ センターで発行している「推進員講師リスト」に積極的に登録を行い、地域の市町村や団体等からの講師派遣要請に応えていくようにしましょう。



(5) 推進員として地球温暖化防止活動に必要な知識の習得など、資質の向上に努めましょう。

『住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること』

(温対法第37条の2第2項)

地球温暖化問題に関する分野は多岐にわたっており、推進員の活動に必要な知識の習得の範囲も幅広いものが必要となっています。そのためには、日常の活動の中で、自らが知識の習得や情報の収集に努めることが基本となりますが、

- 地域の行事やイベントなどに積極的に参加し、情報や事例の収集を行う。
- 地域センターや県などが行う研修、セミナーなどに参加する。
- 推進員の地区会議での研修会などに参加し、推進員の活動事例等について学ぶ。

など、積極的に自己研鑽に取り組み、推進員としての資質向上を図ることが大切です。なお、活動の中で収集した地域情報や活動の実践事例は、他の地域でも温暖化防止対策を講ずるために役立つ情報ともなりますので、県や地域センターにも提供するように努めましょう。

留意事項

- ◆ 地区会議については、「地区会議一覧」(p.10資料3参照)
- ◆ 温暖化にかかる各種研修、講座等の開催状況(p.12資料6参照)
- ◆ 県温暖化防止活動推進センターには、普及用の機器や温暖化関係図書、DVD等の貸し出しを行っています。普及啓発用貸出物品一覧(p.12～13資料7参照)



資料1 節電チェックシート

10のアクションにチェックマーク☑をつけ、
日々地球にやさしいエコライフを実践しましょう。

実施済 今後実施

エアコン

- 夏の冷房時の室温は28度、冬の暖房時の室温は20度を目安にする。
- フィルターを月1回～2回清掃する。

節約額 2,540円(年間)



実施済 今後実施

冷蔵庫

- 設定温度を強から中にする。
- 物を詰め込みすぎないようにする。

節約額 2,320円(年間)



実施済 今後実施

照明器具

- 点灯時間を短くする。

節約額 1時間短縮の場合

- 白熱電球 430円(年間)
- LED電球 70円(年間)



実施済 今後実施

テレビ

- 画面は明るすぎないようにする。
- テレビを見ない時は消す。

節約額 970円(年間)



実施済 今後実施

温水洗浄便座

- 使わないときはフタを閉める。
- 便座暖房の温度は低めにする。

節約額 1,350円(年間)



実施済 今後実施

電気ポット

長時間使用しないときは電源プラグを抜く。

節約額 2,360円(年間)



実施済 今後実施

待機時消費電力

家庭で消費する電力量のうち5.1%が待機電力。使用しないときは主電源を切ることや、コンセントからプラグを抜く。

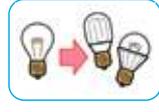


実施済 今後実施

電球

白熱電球をLED電球に取り替える。

節約額 1,980円(年間)



実施済 今後実施

省エネ家電

統一省エネラベルを参考に古い家電製品を省エネ性能の高いものに替える。

- 冷蔵庫 43%の省エネ
- テレビ 65%の省エネ
- エアコン 9%の省エネ



実施済 今後実施

契約アンペア

家電製品や機器を工夫して使い、契約アンペア数を低くすることにより節約。

- 40Aを30Aに 3,372円節約(年間)
- 30Aを20Aに 3,372円節約(年間)



それ以外にもこんなことも日常生活の節電に

★検針票などで、自宅の消費電力を確認する。



★ウォームシェアなど生活スタイルを工夫する。



★太陽光発電など、新エネルギーを導入する。



(出典) 節約額は「家庭の省エネ百科」(2014年資源エネルギー庁、(財)省エネルギーセンター)より引用

資料2 エコドライブチェックシート

10のチャレンジにチェックマーク☑をつけ、
日々地球にやさしいエコドライブを実践しましょう。

実施済 **ふんわりアクセル** 今後実施

普通の発進より少し緩やかに発進するだけで10%程燃費が改善します。最初の5秒で時速20キロが目安です。

やさしい発進を心がけましょう!

実施済 **定速走行** 今後実施

車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると加減速の機会も多くなり、その分、市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。

実施済 **早めのアクセルオフ** 今後実施

エンジンブレーキを積極的に使いましょう。エンジンブレーキを使うと、燃料の提供が停止される(燃料カット)ので2%程度燃費が改善されます。

実施済 **エアコンは適切に** 今後実施

外気温25℃の時に車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合でも、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

実施済 **アイドリングストップ** 今後実施

駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。10分間のアイドリングで、130cc程度の燃料を消費します。

実施済 **道路交通情報** 今後実施

事前に走行計画を立てて渋滞情報をチェック。渋滞を避け、余裕をもって出発しましょう!1時間のドライブで道に迷って10分余計に走行すると、17%程度の燃費悪化に相当します。

実施済 **タイヤの空気圧** 今後実施

タイヤの空気圧が適正値より50kPa (0.5kg/cm²) 不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。

実施済 **不要な荷物** 今後実施

車の燃費は荷物の重さに敏感です。100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。

実施済 **走行の妨げとなる駐車** 今後実施

平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

実施済 **燃費の把握** 今後実施

自分の車の燃費を把握することを習慣に! 日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

(出典) エコドライブ普及連絡会のホームページより

エコドライブ以外にも、車の省エネに

★燃費の良い車に買い替える

ハイブリット式以外にも、低燃費車が開発されて販売されています。環境性能に優れた車に対する税金の優遇制度(エコカー減税)もあります。

★低燃費タイヤに交換する

エコタイヤに交換することによって、燃費を約0.9km/ℓ向上させることができます。

★低燃費オイルを使用する

低燃費オイルは、通常のオイルと比べ粘性が低いため、エンジンの回転負荷が小さく燃費が良くなります。

参照：環境省うちエコ診断ソフト 2015 年度版使用マニュアルより

資料3

神奈川県地球温暖化防止活動推進員地区会議一覧

 地区会議に参加するとこんなメリットがあります。

- ・県や市町、推進センター等の活動に必要な各種情報の提供が受けられます。
- ・推進員間相互で情報交換をすることによりスキルアップにつながります。
- ・地区会議での連携した普及活動や研修会などの取り組みに参加できます。

地区名及び代表世話人	地区内市町村名	推進員人数	地区会議の開催状況
横浜地区(黒川克彦)	横浜市	98名	2ヶ月に1回
川崎地区(三角治洋)	川崎市	8名	必要の都度開催
横須賀三浦地区(安藤紘史)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	12名	2ヶ月に1回
県央地区(福田昭三)	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	46名	3ヶ月に1回
湘南地区(平本善昭)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	24名	2ヶ月に1回
平塚大磯二宮地区(柳川三郎)	平塚市、大磯町、二宮町	11名	3ヶ月に1回
秦野伊勢原地区(石丸博司)	秦野市、伊勢原市	18名	3ヶ月に1回
足柄上地区(大村武士)	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	17名	必要の都度開催
西湘地区(香川興勝)	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	9名	必要の都度開催

資料4

平成29年度普及啓発関係のイベントや行事等の開催

イベント・行事名／場所	
いせはら環境展/伊勢原総合運動公園体育館	下水道ふれあいまつり/四之宮ふれあい広場
エコ10フェスタ/日本大通り	下水道ふれあいまつり/扇町しらさぎ広場
推進員基礎研修/県民センターホール	大井町環境展/大井町役場
フラワーセンター大船植物園ありがとうフェスタ/大船植物園	アイクルフェア/横須賀市リサイクルプラザ
神奈川県推進員大会/県民センターホール	伊勢原ストップ温暖化展/協同病院駐車場
ひらつか環境フェア/平塚市役所	あやせ環境展/綾瀬市役所
市民対象温暖化講座/平塚	UMECO祭り/小田原市民交流センター
消防学校環境講座/県消防学校	とつかお結びひろば/戸塚区総合庁舎
茅ヶ崎環境フェア/茅ヶ崎市役所	秦野・伊勢原地区市民対象講座
東海大学「温暖化講座」/東海大学	藤沢環境フェア/藤沢市民会館
茅ヶ崎市役所職員研修/茅ヶ崎市役所	伊勢原ふれあい福祉まつり/すこやか園
市民対象温暖化講座/湘南	市民対象温暖化講座/秦野

資料5

団体一覧

NO	名 称	所在地
1	NPO法人 ソフトエネルギープロジェクト	横浜市中区
2	かわさき市民共同おひさまプロジェクト	川崎市
3	NPO法人 アース・エコ	横浜市緑区
4	地球っ子ひろば	平塚市
5	NPO法人 アジア農業フォーラム機構	横浜市中区
6	NPO法人 神奈川県環境学習リーダー会	横浜市緑区
7	NPO法人 かながわ環境カウンセラー協議会	横浜市中区
8	NPO法人 ふるさと環境市民	綾瀬市
9	環境まちづくり市民の会 サステナブルあさひ	横浜市旭区
10	一般社団法人 自然流の会	横浜市泉区
11	NPO法人 ちがさき自然エネルギーネットワーク	茅ヶ崎市
12	湘南・省エネネットワーク	鎌倉市
13	温暖化防止アクショングループ	小田原市
14	環境づくりフォーラム	中郡二宮町
15	有機の会	中郡二宮町
16	環境市民会議「ちがさきエコワーク」	茅ヶ崎市
17	日本ソーラーッキング協会	綾瀬市
18	あつぎ環境市民の会	厚木市
19	NPO法人 湘南ふじさわシニアネット	藤沢市
20	NPO法人 アクト川崎	川崎市
21	ずしし環境会議	逗子市
22	NPO法人 I Love つづき	横浜市都筑区
23	環境を考える会	横浜市金沢区

資料6

推進員のスキルアップ講座等の開催状況

- ◆ 委嘱者である県が開催しているもの
神奈川県温暖化防止活動推進員基礎研修会(年1回)
神奈川県環境科学センター主催のスキルアップ講座
- ◆ 神奈川県地球温暖化防止活動推進センターが開催しているもの
県温暖化防止活動推進員スキルアップ研修
県温暖化防止活動推進員大会(年1回)
- ◆ 財団やNPO等の民間法人等が開催しているもの
かながわ地球環境保全推進会議主催の活動報告会
公益財団地球環境戦略研究機関 (IGES) 主催の講座



資料7

神奈川県地球温暖化防止活動推進センター貸出物品一覧

- ◆ 貸出は**無料**ですが、貸出期間は2週間以内です。
- ◆ 電話:045-321-7453 ファックス:045-321-7454 e-mail:agendacorner@kccca.jp

(1) 環境関係DVD (収録数:58本)

(例)

題名(主な作品)	
気候変動への挑戦	見直そう私たちの暮らし
おうちde省エネ	学ぼう地球温暖化
地球温暖化 今、私たちにできること	夏の節電対策ビデオ
視聴覚障害者向けDVD 地球温暖化 今、私達にできること	地球温暖化資料集
かながわ環境スクール	家庭の省エネ診断マニュアル(マニュアル付)

(2) 環境関係図書(蔵書数:329冊)

(例)

分類(ジャンル別)		
エネルギー	みず	ごみ
地球温暖化	環境全般	まちづくり
みどりつち	環境学習環境教育	そら
白書	科学物質	その他

(3) 環境測定器



ワットアワーメーター
電化製品の消費電力や待機電力、それに伴う電気料金や二酸化炭素排出量が測定できます。



放射線測定器
放射線量を測定します。



省エネナビ
毎日の総電力消費を1時間毎に記録します。同時に指定した量を超えると教えてくれます。
こちらは1ヶ月の貸出となります。



温度記録計
気温を自動記録します。記録間隔は用途にあわせて15通りから選択できます。



デジタル温度計
気温をデジタル表示します。



赤外線放射温度計(小)
赤外線を照射して温度を測定します。



CO2濃度計
大気中の二酸化炭素濃度を測定します。室内換気の目安等としてお使いいただけます。



マルチ計測器
風力測定、温度測定、湿度測定、照度測定ができます。



赤外線放射温度計(大)
赤外線を照射して温度を測定します。

節電や省エネなど環境に配慮した
ライフスタイルの「見える化」に
お役立てください!

(4) その他



LED・電球エネルギー比較実験器



手回し発電機 / LED節電家族

Q1 推進員になるにはどんな手続きが必要なの？

A 推進員になるには、知事から委嘱を受ける必要があります。そのためには、

- ◆地球温暖化防止に向けた普及啓発活動に熱意と識見を有すること
- ◆神奈川県内在住、在勤、在学で年齢が満18才以上であること
- ◆「マイエコ10宣言」を委嘱日までに宣言予定であること
- ◆氏名等を掲載した名簿の公表等に同意することができること

という要件を満たした者が県に対し、「神奈川県地球温暖化防止活動推進員応募申込書」により応募できます。

Q2 推進員の身分等はどんな風になるの？

A 推進員は、知事から委嘱されますが、公務員としての身分を持つものではなく、公務員法などは適用されません。委嘱期間は、最大2年間です。希望により再委嘱を受けることができます。

また、推進員として活動ができなくなった場合や転居等により推進員の要件を満たさなくなったときは、県環境計画課地球温暖化対策グループまで連絡していただきます。住所、電話番号、メールアドレス等を変更した場合も同様に変更届を提出していただきます。ただし、活動中の事故に対応するための「ボランティア保険」については、委嘱者である県が本人に代わり加入をしています。





Q3 推進員の活動に要する経費は？

- A** 推進員の活動は、あくまでもボランティア活動であり、自主的な普及啓発ですの
で自分の生活の中で、できる範囲内のことを行っていただくことから、活動にか
かる経費は原則自己負担となります。
- ただし、温暖化防止にかかる講師等の依頼を受け、結果的に依頼者から謝礼や
交通費の申し出があった場合はこれを受け取ることはできます。

Q4 その他

- Q** 「推進員」を名刺に刷り込むことはできますか。
- A** 推進員としての活動を円滑に進めるための名刺への肩書き表示は、問題はありません。
- Q** 推進員証はどのように使えばよいのですか。
- A** 推進員証は、皆さんが県から委嘱された地球温暖化防止活動推進員であることの
証明です。推進員として活動する時は携行し、関係者から提示を求められた場合
は、提示してください。
- Q** 推進員証を紛失した場合は、どうすればいいのですか。
- A** 推進員証を破損した場合や失くした場合は、「推進員証毀損等届出書(兼)再発行
申請書」により、再発行の手続きをとってください。
- Q** 推進員の肩書きで著述等の出版活動を行うことはできますか。
- A** できます。
- Q** 推進員の委嘱の取り消しなどはあるのですか。
- A** 次に掲げる場合、委嘱を取り消すことがあります。
- ◆ 活動を行っていないと認められるとき。
 - ◆ やむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
 - ◆ その他、神奈川県地球温暖化防止活動推進員委嘱制度の信用を著しく損なったとき。

1.日常生活の中で取組んでいる活動

家庭の主婦という視点に加え、教師という経歴も活かしながら、地域内のエコ活動に取り組んでいる。温暖化防止かかる啓発活動に当たっては、誰でもが気軽に家庭で取り組みができるよう、「がんばらないエコライフをめざして」をモットーに、学校の先生や町の職員の協力を得て親子対象の講座を開き、「地球温暖化の現状について」を解り易く説明し、日常生活の中での身近な温暖化防止活動の普及実践に努めている。



2.自治会活動を通じて取組んでいる活動

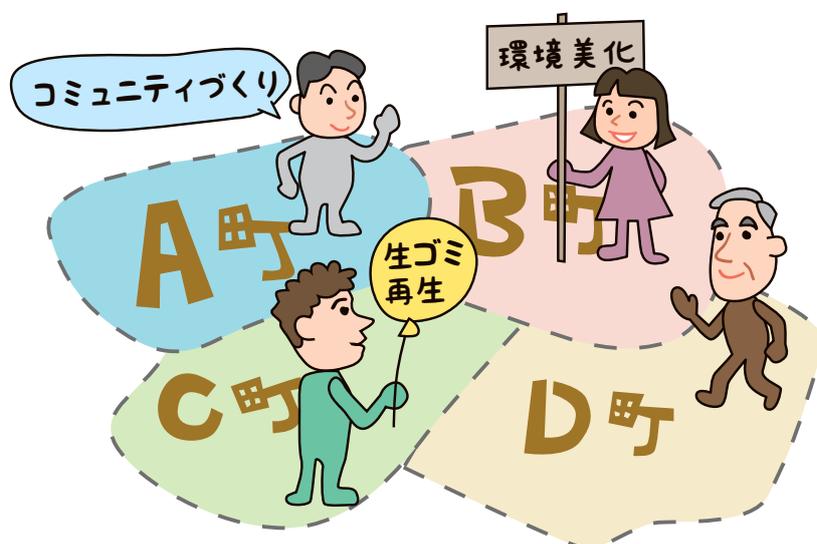
現役を退いた後の地域貢献に「孫子の世代に少しでも良好な環境を取り戻してあげたい」と考え、まず身近な活動から始めるため、自治会に参加し、人間関係の構築から始めた。具体的には、住宅内の交通問題から始め、地元史跡保存のパトロールや私立学園への訪問、そして市環境会議の二酸化炭素削減部会に所属し、省エネ・再生可能エネ・地産地消・交通などの分野において地域活動を興している。推進員の活動は地域の「草の根運動」であり、子供から大人まで男女すべてが対象となることから、「個人対個人のコミュニケーションを大事に」をモットーに普及啓発に取り組んでいる。

3. 地区内推進員が共働して取組んでいる活動

地区内推進員活動の活性化を図り、温暖化防止活動の効果的な取り組みを行っていくため、定例的に開催している地区会議の中で、地区内での活動計画の案や推進員の活動上の課題・要望のとりまとめなど、常に共通の理解をはかりながら取り組んでいる。具体的には、県・県センター事業への協力や市町の事業・フェア等への参加をはじめ、推進員のスキルアップのための研修会の実施、環境学習に必要な教材の作成、活動に必要な環境情報の共有・交換など、共働した取り組みとして行い、地区内推進員の総合力が図られるよう努めている。

4. 広域行政区域内を活動単位として取組んでいる活動

活動エリアが1市5町と広域となっているため、市町村域を超えた普及啓発活動を行っている。具体的には、地域によって推進員の多寡があることから、手薄な地域へは他の市町村からの支援態勢を図るなど推進員間での連携を図っている。また、広域行政区域内にある、「生ゴミ再利用」、「太陽エネルギー利用」、「環境美化」、「コミュニティーづくり」などの団体で構成されている連携協議体「ECOネット〇〇の会」とも連携し、温暖化にかかる研修会の開催や情報交換を図るなど市町村域を超えた環境活動に参加している。



5. 行政との協働事業として市民団体の構成員で 取り組んでいる活動

地域内の推進員が中心となって組織化した市民活動団体「環境まちづくり市民の会」に参画し、環境講座の企画運営や普及啓発など、温暖化かかわる環境まちづくりを実践している。具体的には、市役所や区役所との協働事業として、小・中学校において「地球温暖化と省エネ講座」、また、自治会を対象とした「省エネ講座」のほか、区役所での省エネ体験・相談、学童保育所でのエコ講座や市民向けのエコライフ講座などを行っている。

6. 温暖化対策地域協議会の構成員となり 協議会事業に取り組んでいる活動

地域の温暖化防止にかかわる関係者や機関等で構成されている地球温暖化対策地域協議会の構成員として推進員の立場で参画し、協議会事業として毎年近隣大学生との「地球温暖化問題について」の意見交換会を開催している。この交換会は、協議会員と学生とがテーマごとに分かれて議論し、自由に意見を出し合い、学生の温暖化に対する認識や節電行動への関心度について把握するとともに、参加学生に対して節電行動を促すキッカケづくりになる場としても期待をしている。



- ◆ 温暖化の主な原因が人為である可能性が「極めて高い」（95%以上）と断定。産業革命（18～19世紀）後の気温上昇を「2℃未満」に抑える国際目標の達成には二酸化炭素（CO₂）の総排出量を約2兆9000億トンにとどめる必要があると分析。
- ◆ 2℃目標達成には、世界全体の温室効果ガス排出量を50年に10年比で41～72%、2100年には78～118%削減する必要があると指摘。
- ◆ 一方、有効な対策を取らない場合、今世紀末の世界の平均気温は2.6～4.8℃上昇。海面は最大82センチ上がる。2℃以上の上昇で穀物生産に悪影響が表れ、4℃以上で食糧安全保障に大きなリスクが生じるとした。さらに、アジアで暑熱による死亡率が非常に高まるなど、「温暖化の規模や速度が大きいほど、人が適応できる限界を超える可能性が増す」と予測。
- ◆ 今のペースで温室効果ガス排出が続けば、被害を軽減する適応策にも限界が生じると予測。その上で、気温上昇を抑えるために「多様な道筋がある」として、各国政府の迅速な実行が必要。



はじめよう！「COOL CHOICE（＝賢い選択）」

温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、日本の約束草案では「2030年度に、2013年度比で温室効果ガス26%削減」、さらに家庭・業務部門においては約40%削減を達成することを目標としています。

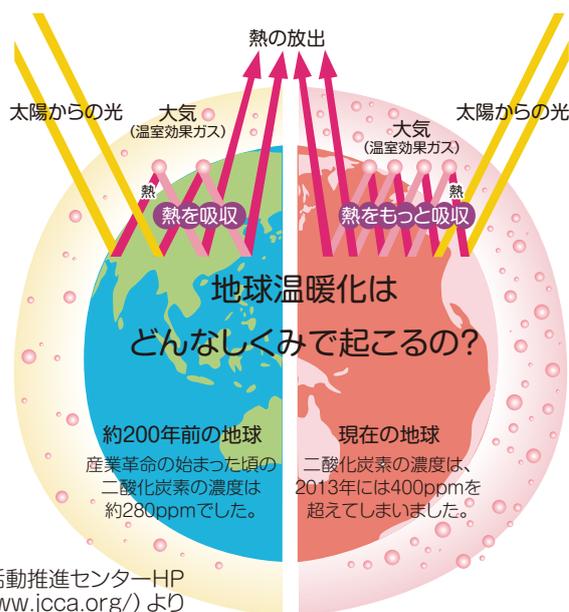
COOL CHOICEは、「低炭素型製品への買換え」「低炭素サービスの選択」「低炭素なライフスタイル転換」の3つをバランスよく選択することによって、経済的（省エネ）で快適・健康的（室内環境、ヒートショック防止等）な「低炭素な暮らし」を目指すとしています。

【今から始められる“COOL CHOICE（＝賢い選択）”】

低炭素型製品への 買替え	<ul style="list-style-type: none"> • LED、エアコン、冷蔵庫、テレビなどの省エネ製品 • 高効率給湯器などの導入 • 高气密高断熱住宅の新築・リフォーム
低炭素サービスの 選択	<ul style="list-style-type: none"> • 公共交通の利用 • 都市部ではカーシェアリング • 低炭素物流サービスの利用 • スマートメーターによる「見える化」
低炭素なライフ スタイル転換	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭でのクールビズ・ウォームビズ • エコドライブ、自転車の利用 • うちエコ診断による見える化

地球温暖化のしくみ

二酸化炭素などの温室効果ガスによって地球の気温は適度に暖かく保たれています。しかし、温室効果ガスが増えすぎると温室効果が強まり、地球が暑くなってしまいます。これが「地球温暖化」です。



二酸化炭素の増加傾向

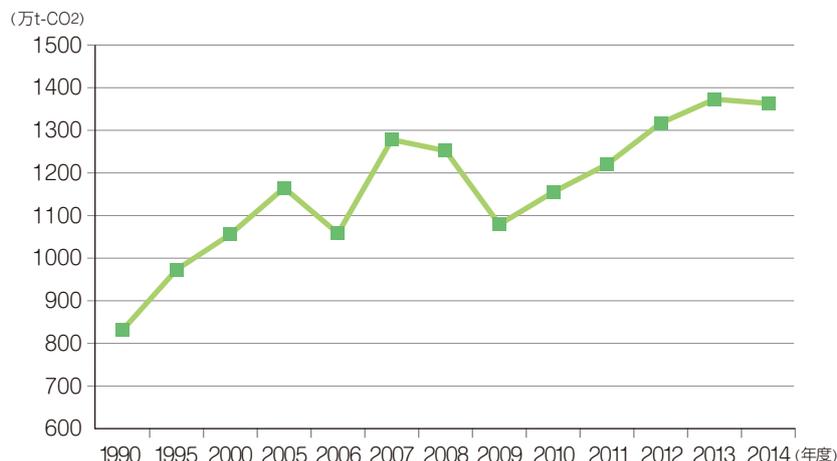
私たちは、電気やガスなどのエネルギーに頼った暮らしをしています。これらは主に化石燃料からつくられています。神奈川県は、依然として高い水準の中で、増加傾向となっており大幅な削減が必要です。

神奈川県二酸化炭素排出量の部門別経年変化のうち「家庭部門」

年度	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
家庭	832	973	1,056	1,165	1,058	1,278	1,252	1,079	1,155	1,220	1,317	1,373	1,363

単位:万t-CO₂
 ※2014年度の数値は速報値です。

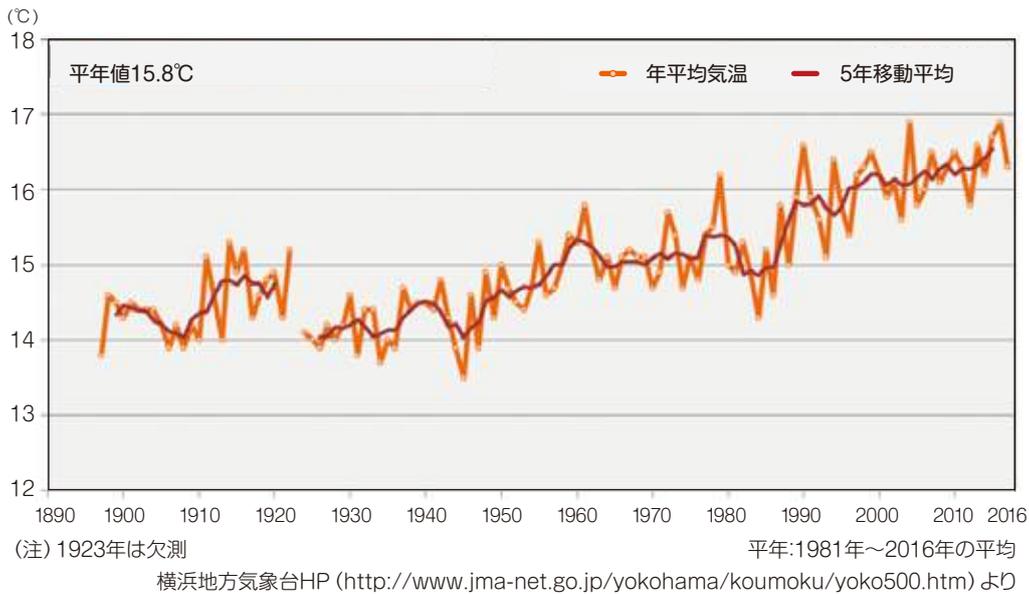
神奈川県家庭部門における二酸化炭素排出量の推移(1990年～2014年)



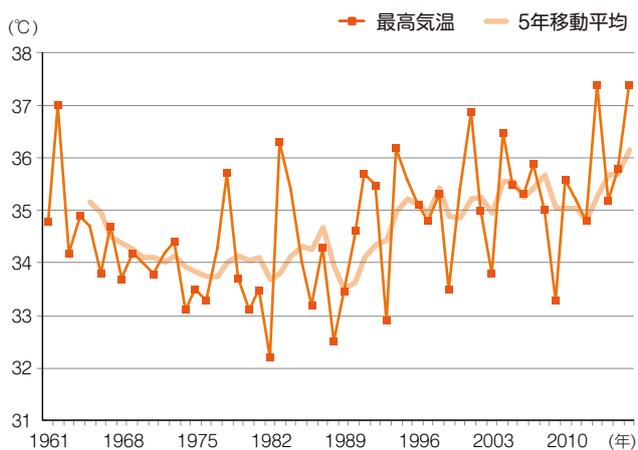
気温の推移

下の各グラフは神奈川県内(横浜)での、気温の推移をあらわしています。
(県内の気温変化は、ヒートアイランド現象の影響も受けていると考えられます。)

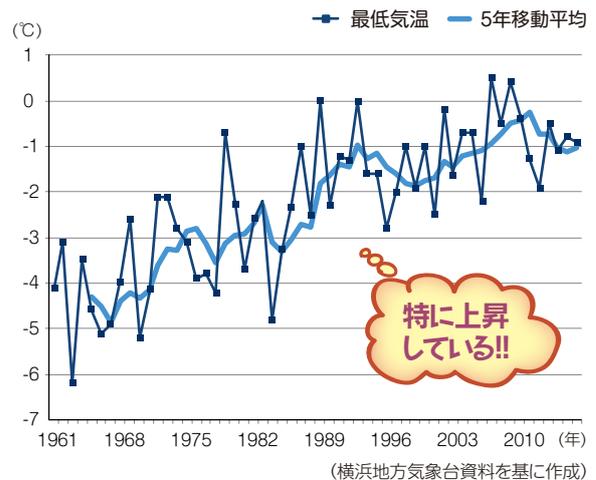
横浜における年平均気温の経年変化



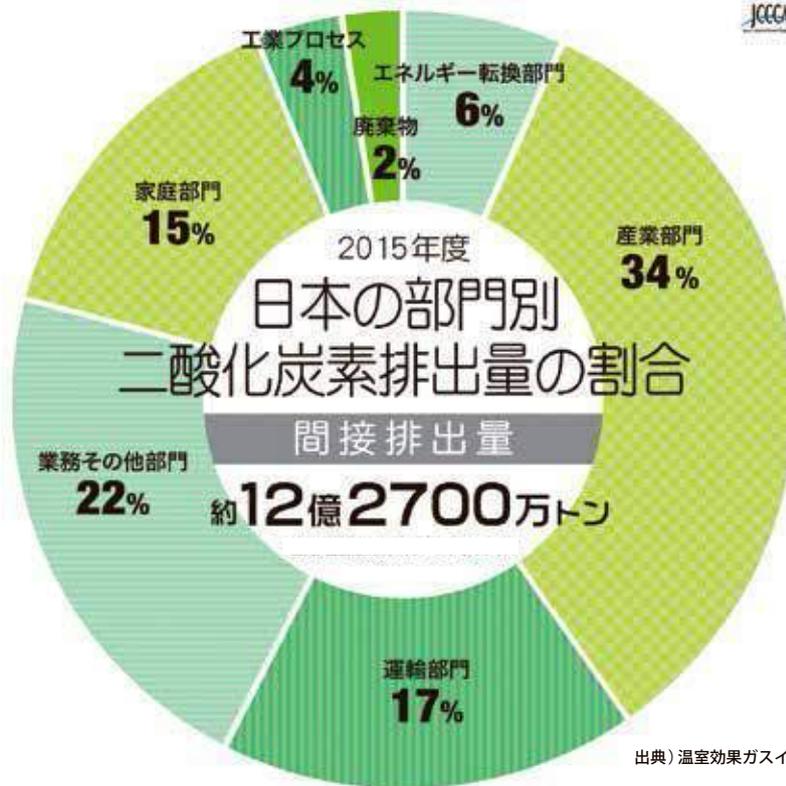
最高気温



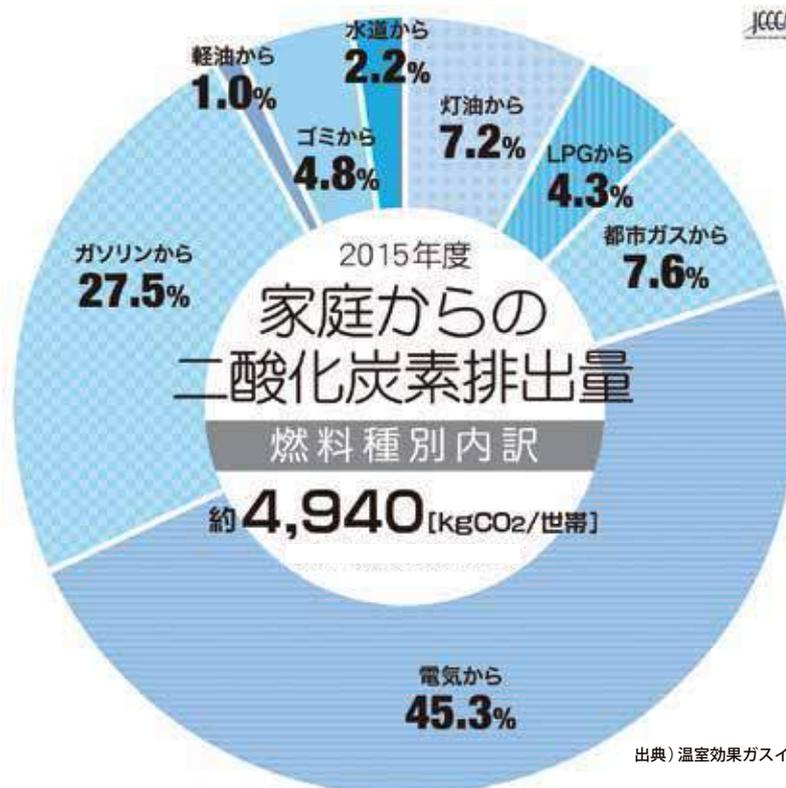
最低気温



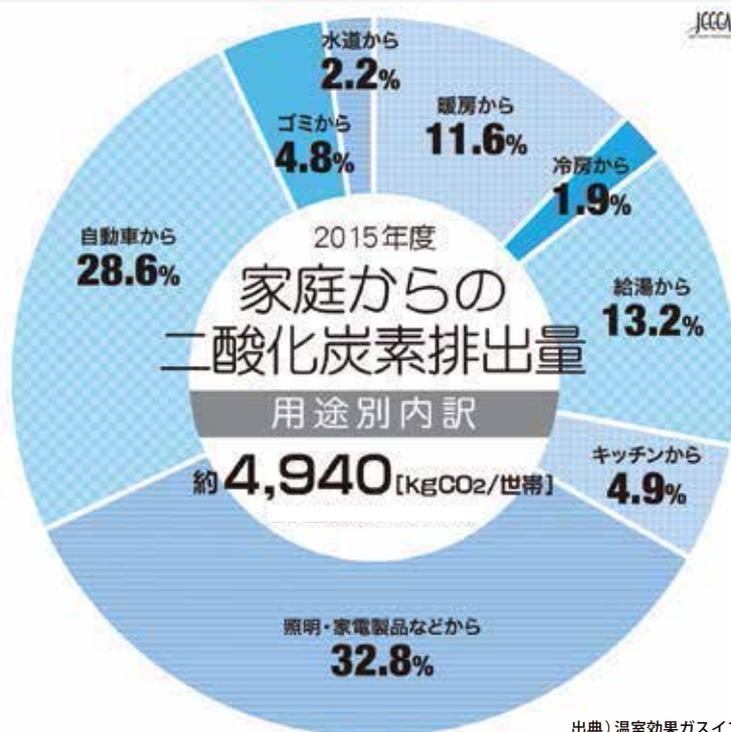
①日本の部門別二酸化炭素排出量の割合(間接排出量)



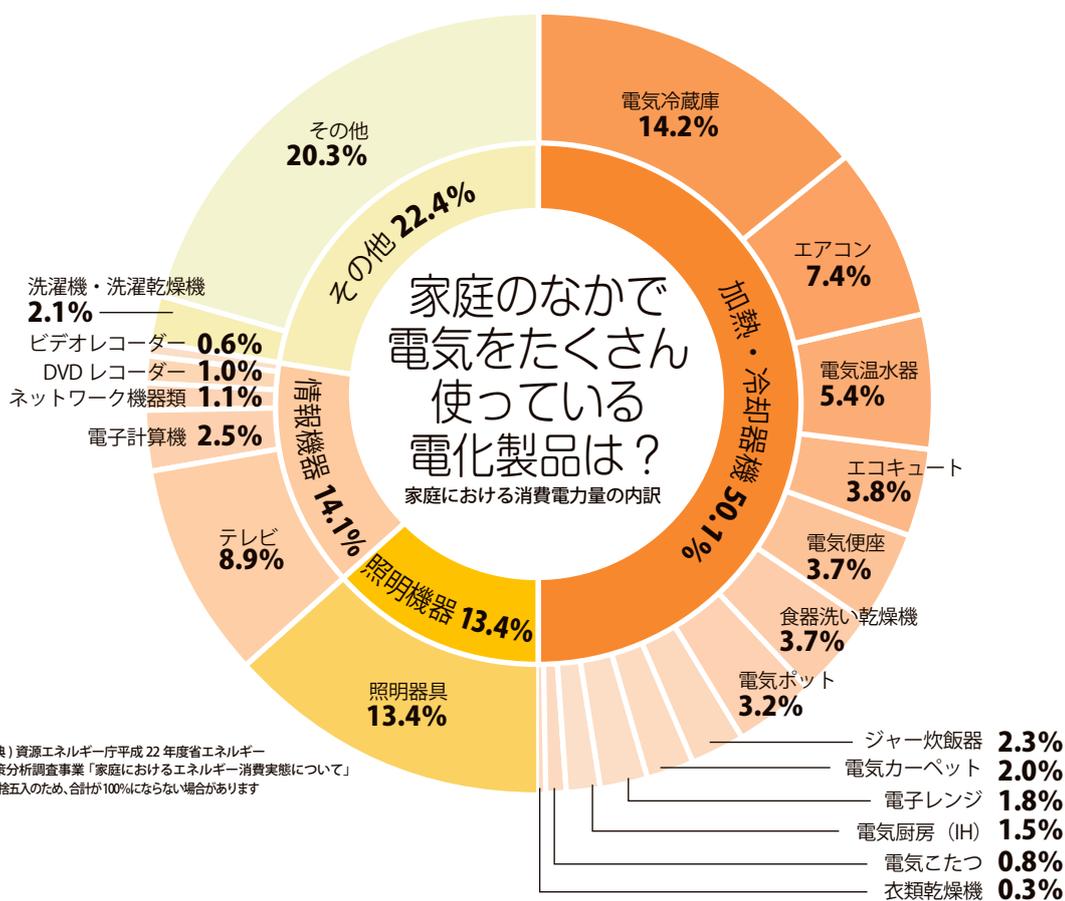
②世帯あたりの排出量
家庭からの二酸化炭素排出量(燃料種別内訳)



②世帯あたりの排出量 家庭からの二酸化炭素排出量 (用途別内訳)



③家庭における消費電力量ウェイトの比較



地球温暖化防止関係機関一覧

KCCCA 神奈川県地球温暖化防止活動推進センター
特定非営利活動法人 かながわアジェンダ推進センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター9階
TEL:045-321-7453 FAX:045-321-7454
URL:<http://www.kccca.jp> E-mail:info@kccca.jp

神奈川県環境計画課

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70237>
TEL:045-210-4053 FAX:045-210-8952

神奈川県エネルギー課

TEL:045-210-4090 FAX:045-210-8845

神奈川県環境科学センター

TEL:0463-24-3311 FAX:0463-24-3300

JCCCA全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org/>
TEL:03-6273-7785 FAX:03-5280-8100

横浜市温暖化対策統括本部

TEL:045-671-2622 FAX:045-663-5110

川崎市地球温暖化防止活動推進センター

TEL:044-813-1313 FAX:044-330-0319

横浜市温暖化対策推進協議会事務局

TEL:090-1206-6370

相模原市地球温暖化対策地域協議会事務局

TEL:042-753-9550

横須賀市地球温暖化対策地域協議会事務局

TEL:046-822-8524

藤沢市地球温暖化対策協議会事務局

TEL:0466-82-9508

環境省関東地方環境事務所

TEL:048-600-0815 FAX:048-600-0521

一般財団法人省エネルギーセンター

<http://www.eccj.or.jp/>
TEL:03-5439-9710 FAX:03-5439-9719

市町村一覽

市町村名	部署名	電話
横浜市	温暖化対策統括本部 調整課	045-671-2622
川崎市	環境局 地球環境推進室	044-200-2405
相模原市	環境経済局 環境共生部 環境政策課	042-769-8240
横須賀市	環境政策部 環境企画課	046-822-8524
平塚市	環境部 環境政策課 環境政策担当	0463-23-1111
鎌倉市	環境部 環境政策課 環境政策エネルギー担当	0467-61-3421
藤沢市	環境部 環境総務課	0466-50-3506
小田原市	環境部 環境政策課	0465-33-1472
茅ヶ崎市	環境部 環境政策課	0467-82-1111
逗子市	環境都市部 環境都市課	046-873-1111
三浦市	都市環境部 環境課	046-882-1111
秦野市	環境産業部 環境保全課	0463-82-9618
厚木市	環境農政部 環境政策課	046-225-2746
大和市	環境農政部 環境総務課	046-260-5493
伊勢原市	経済環境部 環境対策課	0463-94-4711
海老名市	経済環境部 環境みどり課	046-235-4912
座間市	環境経済部 環境政策課	046-252-7675
南足柄市	環境経済部 環境課	0465-73-8006
綾瀬市	市民環境部 環境保全課	0467-70-5620
葉山町	環境部 環境課	046-876-1111
寒川町	環境経済部 環境課	0467-74-1111
大磯町	産業環境部 環境課	0463-72-4438
二宮町	都市部生活環境課	0463-71-3311
中井町	環境上下水道課	0465-81-3903
大井町	生活環境課	0465-85-5010
松田町	環境上下水道課 環境係	0465-83-1227
山北町	環境課	0465-75-3656
開成町	町民サービス部 環境防災課	0465-84-0314
箱根町	環境整備部 環境課	0460-85-9565
真鶴町	町民生活課 環境係	0465-68-1131
湯河原町	環境課	0465-63-2111
愛川町	環境経済部 環境課	046-285-6947
清川村	税務住民課 環境係	046-288-3849

約束草案の達成に向けて

～2013年度比 温室効果ガス26%削減の各部門における内訳～

	2030年度CO ₂ 排出量の目安 (単位:百万t-CO ₂)		2013年度CO ₂ 排出量 (単位:百万t-CO ₂)
エネルギー起源CO ₂	927	2013年度比 約 25% 削減	1,235
産業部門	401	2013年度比 約 7% 削減	429
業務その他部門	168	2013年度比 約 40% 削減	279
家庭部門	122	2013年度比 約 40% 削減	201
運輸部門	163	2013年度比 約 28% 削減	225
エネルギー転換部門	73	2013年度比 約 28% 削減	101

環境省地球温暖化対策推進本部決定「日本の約束草案」よりJCCCA作成

《推進員の皆様へ》

- 本編は、現在県内各地域で温暖化防止の普及啓発を行っている推進員の皆さんの活動が、“もう一步前進”するための一助となるよう「ハンドブック」として作成しました。
 - また、新たに推進員となり、これから活動をはじめようとする人にとっては、“最初の一步を踏み出す”際の「入門書」として活用いただければ幸いです。(事務局)
- (このハンドブックは、平成29年度環境省補助事業で作成しています。)

神奈川県地球温暖化防止活動推進センター(かながわアジェンダ推進センター)

TEL : 045-321-7453 FAX : 045-321-7454

平成30年2月発行